

獣医療法施行規則第21条第1項の農林水産大臣が定める目標年度

(平成22年8月31日農林水産省告示第1415号)

最終改正：平成22年8月31日農林水産省告示第1415号

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第21条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める目標年度を次のように定める。

なお、平成12年12月14日農林水産省告示第1596号（獣医療法施行規則第21条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める等の件）は、廃止する。

獣医療法施行規則第21条第1項の農林水産大臣が定める目標年度は、平成32年度とする。